

○多摩市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日規則第20号

改正

平成15年4月1日規則第45号

平成16年3月19日規則第7号

平成23年3月9日規則第7号

平成23年12月22日規則第42号

平成25年2月27日規則第1号

多摩市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年多摩市条例第1号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする多摩市議会における会派（会派に所属する多摩市議会議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）の代表者は、政務活動費交付申請書（第1号様式）を4月1日に存する会派については4月5日までに、年度の途中において新たに結成された会派については当該結成された日（以下「結成日」という。）後4日（結成日が月の初日に当たる場合は、当該月の5日）までに多摩市議会議長（以下「議長」という。）を経て市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定により政務活動費の交付の申請があったときは、速やかに交付の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（第2号様式）により、会派の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による政務活動費の交付決定を、申請を受けた日後9日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による政務活動費の交付決定にあたって、必要と認める条件を付することができる。

(交付請求)

第4条 前条の規定により政務活動費交付決定通知書を受けた会派の代表者は、政務活動費交付請求書（第3号様式）を、政務活動費交付決定通知書を受けた日後4日以内に議長を経て市長に提出しなければならない。

(交付)

第5条 市長は、前条の政務活動費交付請求書の提出を受けたときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(交付申請事項の変更)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、交付申請の事項に変更が生じたときは、速やかに政務活動費変更交付申請書（第4号様式）を議長を経て市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、政務活動費変更交付決定通知書（第5号様式）により、会派の代表者に通知するものとする。

(会派解散届)

第7条 会派の代表者は、会派が解散したときは、会派解散届（第6号様式）を議長を経て市長に提出しなければならない。

(使途基準の支出例)

第8条 条例第5条に規定する政務活動費の使途基準の支出例は、別表に掲げるとおりとする。

(状況報告)

第9条 市長は、政務活動費の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、会派の代表者に対し、政務活動費の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(収支報告書)

第10条 条例第7条に規定する会派の経理責任者が議長に提出する収支報告書は、政務活動費収支報告書

(第7号様式)によるものとする。

2 議長は、前項の政務活動費収支報告書の写しを市長に提出しなければならない。

(政務活動費の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により政務活動費収支報告書の写しの提出を受けたときは、これを審査し、政務活動費の額を確定し、政務活動費交付額確定通知書(第8号様式)により、議長に通知するものとする。

(領収書)

第12条 条例第7条第1項の規定により提出する収支報告書に添付する領収書を徴することができない場合には、これを会派代表者の支払証明書(第9号様式)に代えることができる。

(関係書類の整理等)

第13条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出について帳簿を備え、当該収入及び支出について領収書等の証拠書類を整理しておかなければならない。

(補則)

第14条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第45号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の規定に基づく様式用の用紙で現存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則(平成16年規則第7号)

この規則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則(平成23年規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則(平成23年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第1号)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の多摩市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、多摩市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成25年多摩市条例第6号。以下「改正条例」という。)による改正後の多摩市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき交付される政務活動費から適用し、改正条例による改正前の多摩市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

項目	支出例
研究研修費	会場費、講師謝礼金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等
調査旅費	交通費、旅費、宿泊費等
資料作成費	印刷製本費、翻訳費、事務機器購入費、事務機器リース費等
資料購入費	書籍購入費、新聞雑誌購読料等
広報費	広報紙印刷費、報告書印刷費、送料、会場費等
広聴費	会場費、印刷費等
人件費	給料、手当、賃金等
事務所費	事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、事務機器リース費等
その他の経費	市長が必要と認める経費

第1号様式(第2条関係)

第2号様式 (第3条関係)

第3号様式 (第4条関係)

第4号様式 (第6条関係)

第5号様式 (第6条関係)

第6号様式 (第7条関係)

第7号様式 (第10条関係)

第8号様式 (第11条関係)

第9号様式 (第12条関係)